

(別表1)

事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

当市は千葉県の北西部に位置し、人口 438,039 人 (R7 年 10 月)、面積 114.74 km<sup>2</sup>、松戸市、我孫子市、印西市、白井市、鎌ヶ谷市、流山市、野田市、茨城県取手市、守谷市と隣接しており、首都圏へ通勤する人々の住宅地としてのベッドタウンとなっている。当会の管轄する地域は、柏市のうちの旧沼南町であり、柏市南部に位置し、人口 52,840 人 (R7 年 10 月)、面積 41.99 km<sup>2</sup>、新興住宅地がある一方で農業地域も多く残っている。本計画は、当会が管轄する地域の小規模事業者等が、災害時等において事業を継続することができるよう、当市及び当会が連携し支援を実施していくため作成するものである。

## I 現状

### 1 地域の災害リスク

#### (1) 洪水

当市の洪水ハザードマップによると、当会の管轄地域では、手賀沼周辺、大津川および手賀川沿いを中心に、浸水深 10.0m未満の区域が存在するものの、その多くは農地であり、住宅地や商工業地区における大規模な浸水の可能性は低いとされている。

また、当市の水害履歴 (2006 年～2022 年) によれば、台風や集中豪雨等により、床上浸水が 3 件、床下冠水・床下浸水が 48 件、店舗浸水が 5 件発生している。

#### (2) 内水

当市の柏市内水ハザードマップにおいて、市内全体に 1 時間最大雨量 153mm の降雨があった時、既存の排水施設が所定の機能を発揮した状態で、処理しきれない内水による浸水区域が想定されており、市域の広い範囲で内水浸水が起きるとされている。

#### (3) 土砂災害

当市のハザードマップによると、当市には土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊) が 187 か所指定されており、そのうち 92 か所が当会の管轄地域に含まれている。

ただし、これらの多くは住宅地や商工業地区から離れた人口の少ない地域に位置している。

#### (4) 地震

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 44.2% の確率で発生すると言われている。

当市では「柏市直下地震 (Mw7.3)」が発生した場合、最大震度 6 強、建物の全半壊率約 15%、手賀沼周辺の低地部で液状化が発生し、死者 250 人、負傷者 900 人、うち重傷者 243 人と想定している。

なお、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、当市で震度 5 強を観測し、

以下の被害が発生した。

人的被害	死者 1 人、中等症 6 人、軽症 16 人
建物被害	全壊 1 棟、半壊 17 棟、一部破損 4,803 棟
道路損壊	143 件
水道被害	28 件

### (5) 感染症

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## 2 当会が管轄する地域の商工業者の状況

商工業者数 1,337 人（令和 3 年度経済センサス）

小規模事業者数 988 人（独自調査）

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	263	251	管内に広く点在
製造業	144	128	工業団地をはじめ管内に点在
卸売	75	188	管内に点在
小売業	265		商店会や国道等幹線道路沿いに集積
飲食・宿泊業	105	66	幹線道路沿いに点在
サービス業	457	339	管内に点在
その他	28	16	管内に点在
合計	1,337	988	

## 3 これまでの取り組み

### (1) 当市の取り組み

- ① 柏市地域防災計画の策定
- ② 柏市業務継続計画（地震編）の策定
- ③ 柏市業務継続計画（感染症編）の策定
- ④ 柏市新型インフルエンザ等対策行動計画
- ⑤ 柏市総合防災訓練の実施（年 1 回）
- ⑥ ハザードマップ・WEB 版ハザードマップを活用した防災啓発
- ⑦ 市内 112 か所の避難所開設体制の整備
- ⑧ 防災備蓄品の整備（食料・飲料水・生活必需品・資機材・感染症対策品等）
- ⑨ 柏市公式 LINE・X 等の SNS を活用した情報発信体制の整備

## (2) 当会の取り組み

- ① 事業継続計画に関する国の施策の周知
- ② 事業継続計画策定に関する個別相談の開催
- ③ 事業継続力強化計画の策定及び申請支援
- ④ 損保代理店と連携した損害保険への加入促進
- ⑤ 当会における危機管理マニュアルの作成

## II 課題

当会では、事業継続計画に関する施策の周知や個別相談等を通じて、地域内事業所の支援を多数実施している。

一方で、未策定事業者への対応や自然災害等による緊急時の具体的な体制やマニュアルまでは整備されていない事業所も散見される。

感染症対策については、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

### 1 周知と策定支援の強化

当会ホームページや会報等を活用し、自然災害・感染症リスクや事業継続計画の必要性を広く周知する。

### 2 緊急連絡・情報共有体制の構築

発災時・非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。

### 3 防災備蓄品の整備

災害時に備え、防災備蓄品を整備する。

### 4 関係機関との連絡体制の構築

発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### I 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### II 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市で連携し、以下の事業を実施する。

#### 1 事前の対策

##### (1) 管内事業者に対する災害リスクの周知および事業継続計画の策定支援

- ① 当会の経営指導員等が巡回指導時に、ハザードマップ等を活用し、事業所の立地に応じた自然災害リスクとその影響軽減のための取組・対策について説明する。
- ② 市広報、当会会報、ホームページ等を通じて、国・県の施策紹介、各種損害保険の概要、事業継続計画を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ 事業継続計画策定の専門家を招聘し、小規模事業者を対象とした個別相談会を実施する。
- ④ 巡回指導時に、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の制度説明、計画策定および申請支援を行う。

##### (2) 商工会自身の事業継続力強化計画の作成

令和2年度に危機管理マニュアルを作成済み。

##### (3) 関係団体との連携

千葉県商工会連合会及び損保代理店と連携し、管内事業者を対象に、損害保険加入説明会、リスク診断、損害保険見直しのための個別相談会等を年1回程度開催する。

##### (4) フォローアップ

- ① 「事業継続計画」を策定した事業所に対し、年1回程度、取り組み状況を確認し、計画が遂行できるよう支援を行う。
- ② 個別相談会を開催し、参加事業者に対して専門家による具体的な支援を実施する。
- ③ 当会および当市の担当者間で、状況確認や改善点等について協議を行う。

##### (5) 当該計画に係る訓練の実施

年1回、自然災害の発生を想定し、当会と当市の連絡体制の確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

##### (6) 防災備品の購入

毎年度、当会の財源の範囲内で、自然災害による停電等に備えた防災備品を順次購入する。

## 2 発災後の対策

自然災害発災時には、人命救助を最優先とすることは言うまでもない。

その上で、以下の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関への連絡を行う。

### (1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 当会事務局責任者は、発災後 2 時間以内に緊急連絡網や SNS 等を活用し、職員の安否および業務従事の可否を確認する。
- ② 業務従事可能な職員が把握した家屋被害や道路状況等の情報を当会で集約し、当市と情報共有を行う。
- ③ 感染症に関しては、国内で感染者が発生した場合、職員の体調確認を実施するとともに、事務所の消毒や職員による手洗い・うがいの徹底を図る。
- ④ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、柏市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### (2) 応急対策の方針決定

- ① 当会職員の出勤に関する基本方針は以下のとおりとする。
  - ア 職員自身が命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤せず、安全確保を優先する。警報等が発令されている場合は、解除後に出勤する。
  - イ 道路の陥没や崖崩れ等により交通が遮断されている場合は出勤せず、安全が確認された後に出勤する。
  - ウ 家族が被災した場合は出勤せず、家族の安全が確保された後に出勤する。
- ② 職員の全員または多数が応急対策に従事できない場合は、当会の役員が担当地区の大まかな被害状況の把握を行い事務局責任者に情報を共有する。
- ③ 当会による大まかな被害状況の把握は、発災後 2 日以内実施し、当市と情報共有を行う。

当会と当市で共有する被害規模等の目安

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>

中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

※連絡の取れない地域については、大規模な被害が生じている可能性があると考える。

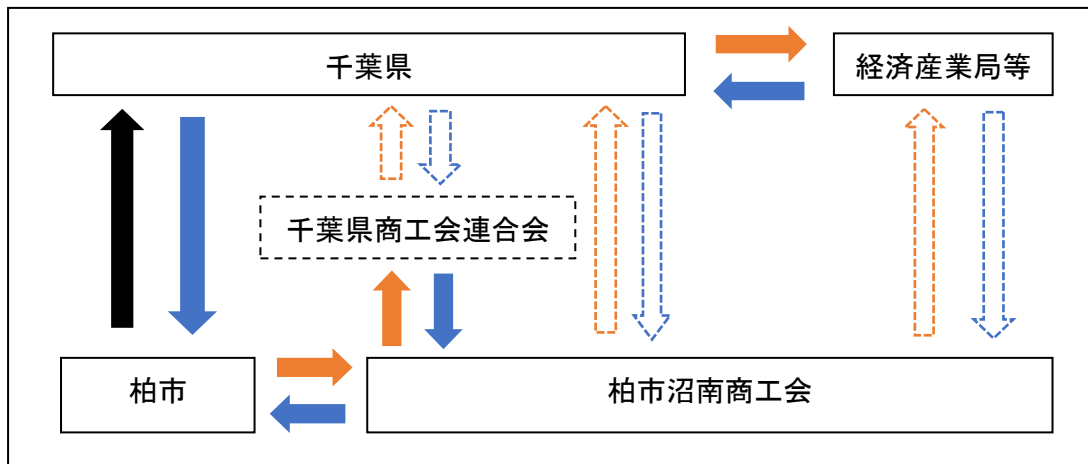
④ 当計画により当会と当市は以下の間隔で被害状況を共有する。

発生直後	速やかに情報共有を行う
発生後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間以降	適宜情報共有を行う

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

(1) 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート



(2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。

当会及び当市からの要請等に基づき、当会の役員が二次被害を防止するための諸活動を実施する。

ただし、役員は被災地域以外の者とする。

(3) 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。

(4) 当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当市から県へ報告する。

#### 4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

当会による支援は次のとおりとする。

- (1) 当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。
- (2) 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (3) 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- (4) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策（国、県、市の施策）についての説明会及び個別相談会を開催する。
- (5) 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### 5 地区内小規模事業者に対する復興支援

- (1) 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- (3) 被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を実施する。
- (4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資（セーフティネット資金・一般枠）等の融資を斡旋する。
- (5) 事業再建計画の策定を支援する。
- (6) 管内商店会の災害復旧・復興事業を支援する。

#### 6 感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症対策は次のとおりとする。

##### (1) 事前の対策

- ① WEB会議や在宅勤務の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ② 消毒液やマスク等感染症対策に必要な備品を事前に購入して備蓄する。

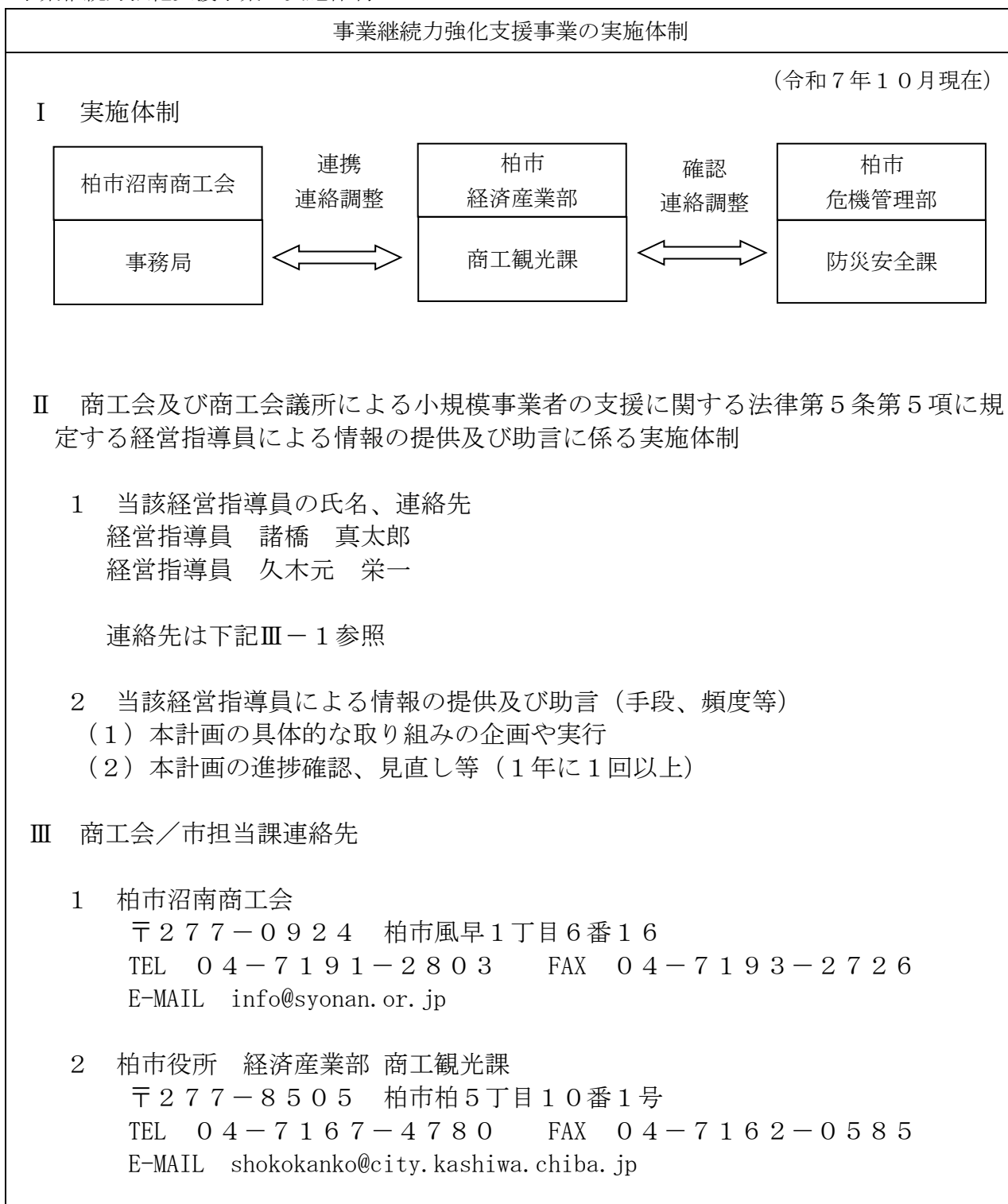
##### (2) 流行時の対策

- ① 当会職員をグループごとに編成し、交代勤務や在宅勤務を導入する。
- ② 商工会の運営に必要な会議は書面議決またはオンラインで実施する。
- ③ 消毒液やマスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
- ④ 当会の職員が感染した場合は県や保健所等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
個別相談会開催費 通信費他	60	60	60	60	60
防災備品 購入費	140	140	140	140	140

調達方法

会費・手数料収入、県伴走型支援推進奨励金、柏市補助金等